

# 請 願 文 書 表

平成 2 9 年 第 3 回 中 津 川 市 議 会 （ 定 例 会 ）

平成 2 9 年 6 月 5 日 （ 月 ）

受理番号	請願第 2 号	受理年月日	平成 2 9 年 5 月 3 0 日	
件名	請願書『「共謀罪」について慎重審議の意見書提出を求める請願』	紹介員	佐藤 光 司 木下 律 子	
請願者	中津川市西宮町 2 番 1 3 号 戦争させない・9 条壊すな！ 中津川総がかり行動実行委員会 代表 安保 正弘 ほか 3 1 名	付託委員会	総務企画委員会	
<p>政府は、テロ対策を口実に「共謀罪」（いわゆるテロ等準備罪）を今国会で成立を図ろうとしています。市民の思想、良心の自由の抑圧につながる重大な問題です。</p> <p>テロ対策と説明していますが、日本はテロ対策のために 13 の国際条約を締結しています。また、テロにつながるような重大犯罪については、それを未然に防ぐ法がすでに法制化されています。</p> <p>「テロ等準備罪」の対象とされる「組織犯罪集団」の定義はあいまいで、すでにある盗聴法などと一体で運用され、警察などの判断で幅広い市民運動や労働運動などが監視・弾圧の対象になる危険があります。</p> <p>名を「テロ等準備罪」と変更しただけで、犯罪行為がないのに話し合いなどをしただけでも、処罰の対象となるというもので、表現の自由や通信の自由など憲法上尊重されるべき基本的人権が国家によって脅かされる危険性は何ら解消していません。過去 3 回、国会に提出されたものの、いずれも廃案になった「共謀罪」と内容に変わりありません。</p> <p>政府は、この 4 年間で、特定機密法、集団的自衛権、戦争法（安保法制）などを矢継ぎ早に強行に裁決してきました。戦後 71 年間、戦闘をしなかった日本が「戦争ができる国」に次々と変えられつつあります。</p> <p>戦前、思想・言論弾圧に猛威を振った治安維持法によって、労働運動などの社会運動だけでなく、文化人、宗教者、学生など多くの一般市民が弾圧され、物も言えない戦争国家がつけられていったことは、歴史の事実です。私たちは、同じ過ちを繰り返してはならないと思います。しかし、市民には、この内容が十分に伝わっていないため、慎重に審議されるよう国に対し、意見書を提出されるよう請願いたします。</p> <p><b>【請願項目】</b></p> <p>1. 「共謀罪」について市民に十分に内容が伝わるよう慎重な審議を求める意見書を国に提出されたい。</p>				